

第1回佐呂間町議会定例会 第2号

令和2年3月5日（木曜日）

○議事日程

議長諸般の報告

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議案第23号 令和元年度佐呂間町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 3 議案第24号 令和元年度佐呂間町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 4 議案第25号 令和元年度佐呂間町公共下水道特別会計補正予算（第3号）
- 5 議案第26号 令和元年度佐呂間町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 6 議案第27号 令和元年度佐呂間町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 7 議案第28号 令和元年度佐呂間町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 8 議案第8号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 9 議案第9号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 10 議案第10号 佐呂間町建設技術者養成修学資金貸付条例の制定について
- 11 議案第11号 佐呂間町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 12 議案第12号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 13 議案第13号 佐呂間町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 14 議案第14号 佐呂間町簡易水道設置条例の一部を改正する条例制定について
- 15 議案第15号 佐呂間町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 16 議案第16号 佐呂間町農業振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について
- 17 議案第17号 悠林館「かぶとむし」に係る指定管理者の指定について
- 18 議案第18号 物産館「みのり」に係る指定管理者の指定について
- 19 議案第19号 権利の放棄について（公営住宅使用料債権）
- 20 議案第20号 権利の放棄について（簡易水道使用料債権）
- 21 議案第21号 佐呂間町道路線の変更について

○出席議員（9名）

1番	山内一弘君	2番	高橋紀久君
3番	船木司君	4番	土田剛君
6番	加賀屋修君	7番	佐藤昭男君
8番	但木早苗君	9番	三田真美君
10番	吉野正剛君		

○欠席議員（1名）

5番 小松正義君

○出席説明員

町長	川根章夫君
副町長	斉藤裕美君
会計管理者	安藤雅之君
総務課長	深尾毅君
総務課長補佐	渡部りよ子君
企画財政課長	玉井伸一君
企画財政課長補佐	兼平茂雄君
町民課長	中村直樹君
保健福祉課長	武田温友君
保健福祉課参事	斎藤博君
農務課長	安藤誠司君
経済課長	菊地秀喜君
経済課参事	林洋樹君
建設課長	桑島孝之君
建設課参事	鶴田俊洋君
愛の園園長	片岡満之君
保育所長	大谷昭文君
教育長	仲川倫則君
管理課長兼	
学校給食	谷口義春君
センター所長	
社会教育課長兼	
武道館・温水	久米修一君
プール館長兼	
図書館長	

農委事務局長	安	藤	誠	司	君
代表監査委員	川	又	則	之	君

○出席事務局職員

事務局長	鈴	木	英	樹	君
庶務係長	飯	田	篤	史	君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（吉野正剛君） ただいまの出席議員は9名です。
定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

- 議長（吉野正剛君） この際、諸般の報告を行います。
事務局長。
- 議会事務局長（鈴木英樹君） 諸般の報告をいたします。
本日の欠席及び遅参届出等の議員は、5番、小松議員より欠席する旨の届出がありました。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
会期中における議会の動向につきましては、昨日午後2時30分から総務福祉常任委員会が開催されております。
以上です。
- 議長（吉野正剛君） これで諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（吉野正剛君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、8番、但木議員、9番、三田議員を指名します。

◎日程第2 議案第23号

- 議長（吉野正剛君） 日程第2、議案第23号 令和元年度佐呂間町簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
建設課参事。
- 建設課参事（鶴田俊洋君） 議案第23号を説明いたします。
議案第23号 令和元年度佐呂間町簡易水道特別会計補正予算（第1号）。

（朗読部分記載省略）

次のページの第1表、歳入歳出予算補正は説明を省略し、第2表、地方債補正を説明いたします。第2表、地方債補正。起債の目的、限度額の順に説明し、起債の方法以降は読み上げを省略させていただきます。起債の目的、若佐簡易水道区域拡張事業、限度額、補正前7,480万円、補正後4,200万円。水道管移設補償事業、補正前3,320万円、補正後2,760万円、いずれも簡易水道事業債です。

次のページの事項別明細書の総括につきましては説明を省略し、歳出の8ページから説明いたします。歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額430万円減、

給与費430万円減、給料、一般職210万円減、職員手当等、一般職220万円減。

2目簡易水道維持費、補正額885万7,000円減、簡易水道施設の管理運営に要する経費885万7,000円減、清掃等委託料45万9,000円減、施設維持補修業務委託料93万9,000円減、佐呂間簡易水道事業変更認可業務委託296万6,000円減、入札執行残です。佐呂間浄水場浄水設備改修工事144万円減、執行残です。大共浄水場ろ過池補砂工事140万8,000円減、執行残です。原材料等180万1,000円減、執行残です。消費税15万6,000円。

3目給水施設費、補正額ゼロ円、財源変更です。

2款簡易水道施設費、次のページです。1項簡易水道区域拡張事業費、1目簡易水道区域拡張事業費、補正額5,499万5,000円減、若佐簡易水道区域拡張事業に要する経費5,499万5,000円減、負担金、若佐簡易水道区域拡張事業費負担金です。減額の主な要因は、合同で行っている道営事業費の減額によるものです。

2項簡易水道施設費、1目簡易水道施設費、補正額1,910万1,000円減、水道管移設等に要する経費1,910万1,000円減、消耗品費118万6,000円減、水道管移設補償工事1,791万5,000円減、この減額につきましては、入札執行残及び水道管移設補償工事に使用する足場工を橋梁工事業者のものを使用できたことで工事費を抑えることができたため減額となりました。

戻りまして、歳入の4ページです。歳入、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目簡易水道使用料、補正額130万円減、簡易水道使用料です。

2項手数料、1目手数料、補正額1万5,000円減、給水工事設計審査手数料です。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目簡易水道施設費補助金、補正額2,247万8,000円減、若佐簡易水道区域拡張事業費補助金です。事業費減による補助金の減額であります。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額2,086万1,000円減、一般会計繰入金です。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1,007万7,000円、前年度繰越金です。

6款諸収入、1項雑入、1目給水施設維持料、補正額17万4,000円減、給水施設維持料です。

次のページです。2目雑入、補正額1,410万2,000円減、水道管移設工事補償金です。これは事業費減によるものです。

7款町債、1項町債、1目簡易水道事業債、補正額3,840万円減、若佐簡易水道区域拡張事業費債3,280万円減、水道管移設補償事業費債560万円減。

歳出の後ろにあります地方債の残高見込みに関する調書補正と給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

ます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 令和元年度佐呂間町簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第24号

○議長（吉野正剛君） 日程第3、議案第24号 令和元年度佐呂間町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（中村直樹君） 議案第24号をご説明いたします。

議案第24号 令和元年度佐呂間町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

（朗読部分記載省略）

今回の補正につきましては、国保事業基金積立金利子の確定及び元年度保険基盤安定等負担金交付金等の確定、その他実績見込みによる補正となります。次ページの第1表、歳入歳出予算補正と総括、事業別明細書につきましては説明を省略し、歳出の8ページからご説明いたします。歳出、5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、補正額ゼロ円、財源変更です。

6款基金積立金、1項基金積立金、1目基金積立金、補正額3,000円の減、基金積立金3,000円の減、国保事業基金積立金です。

戻っていただき、歳入の4ページからご説明いたします。歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、補正額118万6,000円、医療給付費分過年度分2万2,000円、後期高齢者支援金分過年度分5,000円、介護納付金分過年度分3,000円、特別徴収分3,000円、医療給付費分滞納繰越分75万3,000円、後期高齢者支援金分滞納繰越分26万9,000円、介護納付金分滞納繰越分13万1,000円。

2目退職被保険者等国民健康保険税、補正額5万2,000円、医療給付費分現年課税分1,000円の減、後期高齢者支援金分現年課税分1,000円の減、介護納付金分現年課税分1,000円の減、医療給付費分滞納繰越分3万8,000円、後期高齢者支援金分滞納繰越分8,000円、介護納付金分滞納繰越分9,000円。

2款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金、補正額56万4,000円の減、特定健康診査等負担金です。

3款財産収入、1項財産運用収入、次のページです。1目利子及び配当金、補正額3,000円の減、国民健康保険事業基金利子です。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額69万9,000円の減、保険基盤安定繰入金軽減分169万5,000円、保険基盤安定繰入金支援分224万円、出産育児一時金等繰入金56万円の減、財政安定化支援事業繰入金10万円、その他一般会計繰入金417万4,000円の減。

5款繰越金、1項繰越金、1目療養給付費等交付金繰越金、補正額1,000円の減、療養給付費等交付金繰越金です。

6款諸収入、2項雑入、3目一般被保険者返納金、補正額2万6,000円、一般被保険者返納金9万3,000円の減、一般被保険者返納金(過年度分)11万9,000円。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(吉野正剛君) これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 令和元年度佐呂間町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第25号

○議長(吉野正剛君) 日程第4、議案第25号 令和元年度佐呂間町公共下水道特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課参事。

○建設課参事（鶴田俊洋君） 議案第25号を説明いたします。

議案第25号 令和元年度佐呂間町公共下水道特別会計補正予算（第3号）。

（朗読部分記載省略）

次のページの第1表、歳入歳出予算補正は説明を省略し、第2表、地方債補正を説明いたします。第2表、地方債補正。起債の目的、限度額の順に説明し、起債の方法以降は読み上げを省略させていただきます。起債の目的、公共下水道事業、限度額、補正前1,440万円、補正後420万円、公共下水道事業債です。

次のページの事項別明細書の総括につきましては説明を省略し、歳出の8ページから説明いたします。歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額46万7,000円、一般管理に要する経費46万7,000円、消費税です。

2款下水道費、1項公共下水道費、1目施設整備費、補正額2,076万円減、特定環境保全公共下水道事業運営に要する経費2,076万円減、下水道管理センター設備改修工事でありまして、この減額につきましては、補助金が交付申請の要望額に対し2分の1程度の予算配当であったため、減額し来年へ持ち越すものです。

2目維持管理費、補正額67万1,000円減、特定環境保全公共下水道施設の維持管理に要する経費67万1,000円減、修繕料98万8,000円、増額の要因は、下水道管理センターの無停電バッテリー交換でありまして、令和2年2月4日バッテリー交換を要する警報があり、バッテリー交換が必要となりました。非常用に備えた計装設備の電源供給であり、維持管理上迅速な対応が必要であるため、補正予算計上するものであります。清掃等委託料22万円減、下水道管理センター維持管理業務委託料143万9,000円減、執行残です。

2項漁業集落排水費、2目維持管理費、補正額73万7,000円減、漁業集落排水施設の維持管理に要する経費73万7,000円減、次のページです。施設維持補修業務委託料23万8,000円減、産業廃棄物処理委託料21万2,000円減、重機借上料28万7,000円減。

3目基金積立金、補正額ゼロ円、財源変更です。

戻りまして、歳入の4ページです。歳入、1款分担金及び負担金、1項分担金、2目集落排水受益者分担金、補正額20万円減、集落排水受益者分担金です。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目公共下水道使用料、補正額239万円減、公共下水道使用料です。

2目集落排水使用料、補正額7万5,000円減、集落排水使用料です。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道費補助金、補正額1,060万円減、公共下水道事業費補助金です。

4款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、補正額8,000円減、漁業集落排水事業償還基金利子です。

5 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、補正額 8 8 2 万 2, 0 0 0 円減、一般会計繰入金です。

6 款繰越金、次のページです。1 項繰越金、1 目繰越金、補正額 1, 0 5 9 万 4, 0 0 0 円、前年度繰越金です。

8 款町債、1 項町債、1 目公共下水道事業債、補正額 1, 0 2 0 万円減、公共下水道事業費債です。

歳出の後ろにあります地方債の残高見込みに関する調書補正と給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

8 番。

○8 番（但木早苗君） 歳入の公共下水道使用料 2 3 9 万円の減となっております。この数字を見て、先ほど簡易水道使用料の減額がありましたけれども、上水道と下水道は連動して使用料という料金が取られているわけですが、この金額の違いというのはどういう原因なのかなとふと思ひまして、下水道使用料だけが減額というのではないのかなというふうに思ったのですが、説明をお願いしたいと思ひます。

○議長（吉野正剛君） 建設課参事。

○建設課参事（鶴田俊洋君） 下水道と水道は連動しているのですが、下水道のついていないところ、浄化槽で処理しているところとかもあるわけです。下水道区域と簡易水道の区域とは別なわけです。そういうところで金額の差が出ています。

○議長（吉野正剛君） 8 番。

○8 番（但木早苗君） 確かに浄化槽のあるところと上水道と下水道がつながっているところ、下水道がまだ整備されていないところあるかと思ひますが、そう考えると下水道だけの使用料というのは発生しないですね。発生するのですか。下水道使用料だけ未収額が多いというのが今の説明では私理解できなかったのですが、下水道が整備されていないところは上水道だけですね。浄化槽は個別に申し込んでやって、それは下水道料金とはまた別になってくるという説明でしたよね。そうですね。

下水道使用料、件数ではどれぐらいになってくるのですか。上水道と合わないというところが今の説明では私理解できなかったのですが、もう少し詳しく説明していただけるとありがたいです。

○議長（吉野正剛君） 暫時休憩します。

休憩 午前 1 0 時 2 6 分

再開 午前 1 0 時 2 9 分

○議長（吉野正剛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長。

○副町長（斎藤裕美君） 申し訳ありませんでした。

基本的には水道、下水道というのは1つのメーターで料金、使用料を徴収しておりまして、その中で下水道料金というのは、佐呂間市街の区域が下水道区域でありますから、そこで下水道に接続している分だけが下水道料金が発生すると。ですから、下水道料金自体は水道料金のメーターで同じ使用料、水道の使用料と下水道の使用料は同じになります。ただ、今回の減額の金額の違いというのは、実際には当初予算で計上したときの使用料の見積りが過大であったということがあったので、今回現在までの使用料の見込みを出した結果、それぞれの上水道、下水道料金の減額が起きたということであります。

○議長（吉野正剛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号 令和元年度佐呂間町公共下水道特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第26号

○議長（吉野正剛君） 日程第5、議案第26号 令和元年度佐呂間町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（斎藤 博君） 議案第26号をご説明いたします。

議案第26号 令和元年度佐呂間町介護保険特別会計補正予算（第4号）。

（朗読部分記載省略）

次のページからの第1表、歳入歳出予算補正と事項別明細書の総括につきましては説明を省略し、歳出の10ページからご説明いたします。歳出、今回の補正につきましては、令和元年度における介護保険サービス事業がおおむね終了し、在宅サービス及び施設サービスなど今後の必要量などの実績を見込んだ上で補正するものです。1款総務費、1項総務管

理費、1目一般管理費、補正額25万円、介護保険推進に要する経費25万円、北海道自治体情報システム協議会負担金です。

3項介護認定審査会費、2目認定調査費、補正額9万5,000円、認定調査に要する経費9万5,000円、認定調査委託料です。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス等給付費、補正額1,140万6,000円の減、居宅介護サービス等給付に要する経費1,140万6,000円の減、居宅介護サービス給付費です。

2目施設介護サービス等給付費、補正額456万7,000円、施設介護サービス給付に要する経費456万7,000円、次のページです。施設介護サービス給付費になります。

3目居宅介護福祉用具購入費、補正額19万9,000円、居宅介護福祉用具購入に要する経費19万9,000円、居宅介護福祉用具購入費です。

5目居宅介護サービス計画費、補正額202万1,000円の減、居宅介護サービス計画給付に要する経費202万1,000円の減、居宅介護サービス計画給付費です。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費、補正額ゼロ、財源変更です。

2目介護予防ケアマネジメント事業費、補正額3万8,000円、介護予防ケアマネジメントに要する経費3万8,000円、介護予防ケアマネジメント作成業務委託料です。

2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費、補正額ゼロ、財源変更です。

3項包括的支援事業・任意事業費、1目総合相談事業費、補正額49万3,000円の減、総合相談に要する経費49万3,000円の減、次のページです。車両購入費です。これにつきましては、車両購入の執行による予算残を減額するものです。

3目任意事業費、補正額42万7,000円の減、任意事業に要する経費42万7,000円の減、手数料1万5,000円、自立生活支援業務委託料44万2,000円の減。

4目在宅医療・介護連携推進事業費、補正額30万円の減、在宅医療・介護連携推進に要する経費30万円の減、謝礼金等です。これにつきましては、当初予算においてクリニックさろまと連携し、理学療法士を招き、一般町民向けのリハビリ指導を計画しておりましたが、実施に当たってはクリニックさろまが主体となって実施したため、経費がかからなかったことにより減額するものです。

戻っていただきまして、歳入の4ページからご説明いたします。歳入につきましては、介護保険サービスの歳出に伴う実績によるもので、国や道からの交付金等の実績を見込んで補正するものです。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、補正額47万5,000円の減、現年度分特別徴収保険料83万9,000円の減、現年度分普通徴収保険料19万7,000円、滞納繰越分普通徴収保険料16万7,000円。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費国庫負担金、補正額364万2,000円の減、介護給付費負担金現年度分です。

2項国庫補助金、1目調整交付金、補正額500万6,000円の減、調整交付金です。

2目地域支援事業交付金、補正額65万5,000円の減、地域支援事業交付金現年度分です。

3目事業費補助金、補正額55万7,000円、システム改修事業費補助金です。

4目保険者機能強化推進交付金、補正額7万3,000円、保険者機能強化推進交付金です。

3款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正額752万6,000円の減、介護給付費交付金現年度分です。

次のページです。2目地域支援事業支援交付金、補正額43万5,000円の減、地域支援事業支援交付金です。

4款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金、補正額713万3,000円の減、介護給付費負担金現年度分です。

2項道補助金、1目地域支援事業交付金、補正額100万5,000円の減、地域支援事業交付金現年度分です。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、補正額309万9,000円の減、介護給付費繰入金です。

2目地域支援事業繰入金、補正額147万9,000円の減、地域支援事業繰入金です。

3目低所得者保険料軽減繰入金、補正額2万8,000円、低所得者保険料軽減繰入金です。

4目その他一般会計繰入金、補正額123万3,000円の減、事務費繰入金です。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額2,153万2,000円、次のページです。前年度繰越金です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

8番。

○8番（但木早苗君） 歳出、11ページの居宅介護サービス等給付に要する経費が1,140万6,000円の減となっております。この居宅介護サービスの給付費の減の内容を教えてくださいと思います。

○議長（吉野正剛君） 保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（斎藤 博君） 介護保険の当初予算につきましては前年度の実績を基に予算を組んでおりますけれども、今回当初見込みより少なかったということで減になっておりますけれども、実績としまして介護サービスの、今回は在宅サービスの利用者なので、年々在宅サービスを利用する方が減ってきているという状況にあります。ここ3年間で見ましても平成29年度で390名程度、平成30年度で330名程度、令和元年ですと320名ということで、在宅サービスが減っているというのが要因だと思われま

初予算では前年度計画ということで組んでいましたけれども、その計画が若干多く見込まれていたかと思います。

以上です。

○議長（吉野正剛君） 8番。

○8番（但木早苗君） では、人力的減のサービス給付の減というふうな捉え方ができるといことで、例えばサービスを受ける方々がサービスを減らしているということではないのですね。あくまでも人力的減により当初予算よりも減になったということの押さえでよろしいでしょうか。

○議長（吉野正剛君） 保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（斎藤 博君） 先ほど在宅サービスの減ということで説明したのですが、平成30年から新たな地域支援サービスということで総合事業のほうに移行している方がおります。介護保険の要支援1、2の方とチェックリスト等で判定された事業対象者という方がおまして、その方は介護保険ではなくて総合事業のほうに移行しておりますので、全体的な数字、サービスを利用している方は変わってはいないと思いますけれども、介護のほうから総合事業に移行している部分があるので、在宅サービスのほうが減っているという状況になっております。

○議長（吉野正剛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号 令和元年度佐呂間町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第27号

○議長（吉野正剛君） 日程第6、議案第27号 令和元年度佐呂間町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

愛の園園長。

○愛の園園長（片岡満之君） 議案第27号を説明します。

議案第27号 令和元年度佐呂間町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）。

(朗読部分記載省略)

次のページの第1表、歳入歳出予算補正につきましては説明を省略し、第2表、地方債補正を説明いたします。第2表、地方債補正。起債の目的、特別養護老人ホーム外壁改修事業、限度額、補正前820万円、補正後780万円、過疎債及び介護サービス事業債です。なお、起債の方法、利率、償還の方法及び次のページの事項別明細書の総括につきましては説明を省略し、歳出の8ページから説明をいたします。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目特別養護老人ホーム費、補正額1,113万2,000円の増、給与費1,125万円、給料、嘱託160万円の減、職員手当等、一般職18万円、嘱託1,224万円、共済費、調整負担金等43万円で、給料は嘱託職員の給料の精算による減額です。職員手当等は、嘱託職員の制度廃止によります退職手当及び昨年10月に介護職員等のさらなる処遇改善策として新設されました特定処遇改善手当を取得し、現行の処遇改善手当に加えて支給するため増額するもので、配分方法につきましては国に準拠し、おおむね10年以上の経験のある介護福祉士に月額2万円、その他の介護職員並びに看護師に月額1万円、また介護支援専門員等の資格保持者に月額1万円とし、一時金として一括支給いたします。特別養護老人ホーム運営に要する経費11万8,000円の減、代替人夫賃等20万1,000円、燃料費39万8,000円、修繕料10万円、給食業務委託料29万円、特別養護老人ホーム外壁改修工事110万7,000円の減で、これは執行残を減額するものです。

戻っていただき、歳入の4ページから説明いたします。歳入、1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目居宅介護サービス費収入、補正額170万3,000円、短期入所利用料です。

2目施設介護サービス費収入、補正額789万6,000円、特別養護老人ホーム利用料です。

2項自己負担金収入、1目自己負担金収入、補正額408万7,000円、短期入所利用料60万円、特別養護老人ホーム利用料348万7,000円でありまして、施設入所者及び短期入所者が当初計画より増加、また昨年10月に消費税増税に伴いまして介護報酬が上方改定されましたこと、さらに特定処遇改善手当を取得したことにより増額するものです。

3款道支出金、1項道補助金、1目総務費補助金、補正額83万円の減、老人福祉施設等整備事業費補助金でありまして、外壁改修工事の補助金確定により減額するものです。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額725万9,000円の減、一般会計繰入金です。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額593万5,000円、前年度繰越金でありまして、決算認定に伴う繰越予算未計上分を全額計上するものです。

7款町債、次のページです。1項町債、1目特別養護老人ホーム債、補正額40万円の減、特別養護老人ホーム外壁改修事業費債です。

なお、歳出の次に添付しております地方債の現在高及び見込みに関する調書補正と給与費明細書の説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号 令和元年度佐呂間町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第28号

○議長（吉野正剛君） 日程第7、議案第28号 令和元年度佐呂間町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（中村直樹君） 議案第28号をご説明いたします。

議案第28号 令和元年度佐呂間町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

（朗読部分記載省略）

今回の補正につきましては、保険基盤安定等負担金交付金の決定と後期高齢者医療広域連合において過去の実績を基に全道における年間の見込みを推計した結果、減額となるものです。次のページの第1表、歳入歳出予算補正と総括、事項別明細書につきましては説明を省略し、歳出の6ページからご説明いたします。歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額220万6,000円の減、後期高齢者医療広域連合納付金220万6,000円の減、後期高齢者医療広域連合事務費負担金43万7,000円の減、後期高齢者医療広域連合保険料等負担金176万9,000円の減。

3款保健事業費、1項保健事業費、1目保健事業費、補正額1万5,000円、健康診査に要する経費1万5,000円、健診委託料です。

戻っていただき、歳入の4ページからご説明いたします。歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、補正額408万4,000円の減、現年度分特別徴収保険料です。

2目普通徴収保険料、補正額464万2,000円、現年度分普通徴収保険料453万6,000円、滞納繰越分普通徴収保険料10万6,000円。

2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、補正額23万8,000円の減、事務費繰入金です。

2目保険基盤安定繰入金、補正額293万2,000円の減、保険基盤安定繰入金です。

3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額41万4,000円、前年度繰越金です。

4款諸収入、3項雑入、1目雑入、補正額7,000円、保健事業健診料です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号 令和元年度佐呂間町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（吉野正剛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第8 議案第8号

○議長（吉野正剛君） 日程第8、議案第8号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（深尾 毅君） 議案第8号をご説明申し上げます。

議案第8号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について。

（朗読部分記載省略）

次のページからの条例条文の朗読につきましては省略をさせていただきます、提出をしております若草色の表紙の町議会提出議案説明資料の条例・その他議案関係資料1よりご説明を申し上げます。この資料でございます。今回の条例につきましては、令和元年第4回定例会におきまして第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正の際に同条例第3条第5項の臨時教職員についての規定を削除したところであり、令和2年4月の制度導入以降臨時教職員につきましては会計年度任用職員としてではなく任期付職員として採用することとし、一般職の任期付職員の採用等に関する条例につきましては第1回定例会においてご審議をいただきたい旨の説明を行っていたところではありますが、今回地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づきまして、本町におきましても任期付職員を採用するに当たり、職員の任期を定めた採用に関し規定するために条例を制定するものであります。資料の制定の背景につきましては、ただいま申し上げた内容のとおりであります。

次に、主な制定内容であります。まず（1）、趣旨に関しましては第1条で定めております。

（2）、職員の任期を定めた採用に関しましては、第2条、第3条関係になりますが、第2条では専門的な知識経験を有する者の任期を定めた採用について規定をしております、公務の能率的運営を確保するために必要であることに加え、1つ目として、専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要し、部内での確保が一定期間困難な場合、2つ目として、専門的な知識経験が急速に進歩する技術等で、その活用が一定期間に限られる場合、3つ目として、専門的な知識経験を有する職員を一定期間他の部署に従事させることが必要なため、専門的な知識経験が必要な部署に従事させる職員の部内での確保が一定期間困難な場合、4つ目として、公務外における実務経験により得られる最新の専門知識を必要とするもので、その活用が一定期間に限られる場合としております。また、第3条関係では、職員を期間を限って従事させることが、公務の能率的運営を確保するために必要である場合に加え、一定の期間内に終了することが見込まれる業務と、一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務について、職員を任期を定めて採用できるものとしております。

次に、（3）、短時間勤務職員の任期を定めた採用に関しましては第4条で規定をしております、第1項では、公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができるものとしております。また、第2項では、住民に対して直接提供されるサービスについて、提供時間の延長、繁忙期における供給体制の充実またはこれらを維持する必要がある場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができるものとしております。また、第3項では、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条

の規定による介護休暇の承認の場合及び地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項の規定による承認の場合についても、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができるものとしております。

次に、(4)、任期の特例として、第5条で定められた任期を延長する場合を規定しております。

次に、(5)、任期の更新に関しましては第6条で規定をしており、第2条に規定する専門的な知識経験を有する者を任期を定めて採用した場合で任期が5年に満たない場合にあっては、採用した日から5年を超えない範囲で任期を更新することができるものとしております。また、第3条に規定する任期付職員、第4条に規定する任期付短時間勤務職員の任期が3年、ただし第5条に規定する場合には5年とされ、これらの年数に満たない場合には、それぞれ採用した日から3年、5年を超えない範囲内で任期を更新することができることを規定しております。

次に、(6)、給与の特例に関しましては第7条で規定をしており、任期付職員の給料月額はその者が有する専門的な知識経験、従事する業務等に照らして、職員の給与に関する条例の規定の適用を受ける職員との均衡を考慮し、町長が別に定めることとしております。第2項では、任期付短時間勤務職員の給料月額の算定について規定をしております。

次に、(7)、給与条例の適用除外等につきましては第8条で規定をしておりまして、第1項、第2項で任期付職員、任期付短時間勤務職員に係る給与条例の適用除外について規定をしております。また、第3項は、給与条例の規定の適用に係る読替規定について規定をしております。

次に、(8)、施行期日につきましては、令和2年4月1日としております。

説明につきましては以上であります。よろしくご審議賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第9号

○議長（吉野正剛君） 日程第9、議案第9号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（深尾 毅君） 議案第9号をご説明申し上げます。

議案第9号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

（朗読部分記載省略）

提案理由につきましてご説明を申し上げます。今回の条例につきましては、ただいま議決をいただきました議案第8号の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の施行に伴うものでありまして、法制執務におきましては一定の事実の発生や法令等の制定、改廃に伴い2つ以上の条例を改廃する必要が生じた場合には、1つの条例の本則で条立てにより関係条例の改廃を行うこととなり、題名につきましても整理に関する条例とすることになりますことから、今回は2条例を一括して改正するため、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例としてご提案申し上げるものであります。

それでは、議案別紙の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表の第1条よりご説明を申し上げます。第1条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、第2条の1週間の勤務時間に新たに第3項として任期付短時間勤務職員の勤務時間を規定するもので、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条の規定により採用された職員の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で任命権者が定める旨の規定を追加し、以下の項番号を繰り下げる改正を行います。この1週間当たりの勤務時間の上限31時間につきましては、現行の再任用短時間勤務職員と同様としております。また、第3条第1項、第2項、第4条第2項及び第12条第1項第1号、第18条の条文中、再任用短時間勤務職員の次に「及び任期付短時間勤務職員」を追加する改正を行います。

続きまして、第2条、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、第4条に新たに第13号として任期付短時間勤務職員の給料額の算定に係る規定を追加するもので、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条の規定により採用された職員の給料月額、第2条から第3条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする規定を追加いたします。

次に、第9条の2につきましては通勤手当に関する規定でありまして、第2項第2号中の括弧書きを削り、新たに第3項として、前2項の規定にかかわらず、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、1カ月当たりの通勤所要回数を考慮して規則で定める

職員にあつては、同項の規定する額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする旨の規定を追加し、以下の項番号を1項ずつ繰り下げる改正を行います。

次に、第11条は時間外勤務手当に関する規定であります。第2項中、再任用短時間勤務職員の次に「及び任期付短時間勤務職員」を追加いたします。

次に、第14条の6の臨時職員の給料の条を削除いたします。これにつきましては、第16条に新たに条文を追加いたします。

次に、第15条は期末手当に係る規定であります。第3項の再任用職員の次に「、任期付職員及び任期付短時間勤務職員」を追加いたします。このことによりまして、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用等に関する法律第4条に規定する任期付職員と任期付短時間勤務職員の期末手当の支給率を再任用職員の支給率と同様に100分の72.5とするものであります。

次に、第15条の2は勤勉手当に関する規定であります。第2項第1号及び第2号中、再任用職員の次に法第4条に規定する任期付職員及び任期付短時間勤務職員をそれぞれ追加するものであります。このことによりまして、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用等に関する法律第4条に規定する任期付職員と任期付短時間勤務職員の勤勉手当の支給率を再任用職員の支給率と同様に100分の45とするものであります。

続きまして、第16条に新たに特定の職員についての適用除外規定を追加し、第8条、第9条、第9条の4及び第14条の4の規定は、再任用職員、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用等に関する法律第4条に規定する任期付職員及び任期付短時間勤務職員には適用しない旨を追加し、以下の条番号を1条ずつ繰り下げる改正を行います。

これらの条例の施行期日につきましては、令和2年4月1日となります。

説明につきましては以上であります。よろしくご審議賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第10号

○議長（吉野正剛君） 日程第10、議案第10号 佐呂間町建設技術者養成修学資金貸付条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

経済課長。

○経済課長（菊地秀喜君） それでは、議案第10号についてご説明いたします。

議案第10号 佐呂間町建設技術者養成修学資金貸付条例の制定について。

（朗読部分記載省略）

次ページ、条例案本文の朗読を省略し、別紙議案説明資料、条例・その他議案関係、資料番号2番でご説明いたします。まず、提案理由をご説明いたします。本町では、現在18の建設事業所が事業活動を行っており、本町商工業の中核を担っているところであります。しかし、近年の人手不足はこれら建設業においても例外ではなく、建築士や施工管理技士など建設関係技術者は全国的に不足している状況にあります。北見公共職業安定所管内における雇用需給の状態では、建築士については求人数50件に対して求職者は5件、有効求人倍率は1.0倍となっています。また、土木施工管理技術者については求人数54件に対して求職者3件、有効求人倍率は1.8倍という、他職種には見られないほどの緊迫した状況となっております。また、建設業法における専任技術者登録制度の厳格運用に伴い施工現場ごとに専任技術者の配置が必要となっているなど、事業の発展、維持のためには技術者の確保が必須となっております。これらの建設関係技術者資格は国家試験であり、専門課程の修学と長期の経験年数が受験要件となっていることから、新たな資格取得者も少なく、さきに申し上げた有効求人倍率のような状況になっていると思われまます。本町における建設業の維持、発展を図るとともに、建設関係技術者の町内定着を図り、地域経済の活性化を図ることを目的に、佐呂間町建設技術者養成修学資金貸付条例を提案するものであります。

次に、条例案本文についてご説明いたします。提案の条例案は、第1条から第13条までの条文となっております。第1条は目的として、建設技術者の養成をすることにより、本町建設関係事業所の経営の安定と事業拡張を図るとともに、建設技術者等の町内定住を促進し、地域経済の活性化を図ることを目的としております。

第2条の定義では、本条例における修学資金貸付対象者について規定しております。町内の建設関係事業所に雇用され、雇用主からの職務命令により建築士法または建設業法に定める短期大学、専門学校に在学している者を対象としております。建設業法及び同法施行令に定める技術資格は、建設機械施工、土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理、電気通信工事施工管理、造園施工管理の6種にそれぞれ一級及び二級があります。また、建築士法に定める技術資格には一級及び二級の建築士が定められています。短大及び専門学校については建築及び土木専攻課程のある短期大学及び専門学校としており、近隣では北見高等技術専門学院建築技術科や札幌工科専門学校環境土木工学科などがあります。

第3条、貸付金額等では、月額貸付限度額、貸付期間、貸付期間中の利子について定めております。貸付金額は、月額5万円を上限とし、24カ月分、計120万円を上限としております。これは、短期大学、専門学校ともに修学期間は2年間となることから、この期間を上限としているものであります。

第4条は、貸付けの申請及び決定について規定しており、第1項では、連帯保証人2名を定めることとしております。また、第2項においては、貸付けの可否、貸付けの金額について申請者に通知することとしております。

第5条の連帯保証人については、第4条第1項に定める連帯保証人について定めており、第1項では連帯保証人の要件について定め、独立生計成年者1名と雇用主が連帯保証人になることとしております。また、第2項では、申請者が未成年の場合は、独立生計成年は法定代理人とすること、第3項では、連帯保証人の適性が失われた場合の対応について定めております。

第6条、貸付け決定の取消し等については、貸付けの取消しに係る要件について定めております。また、貸付けの一時的な停止についても規定しております。第1項の貸付け決定の取消し要件としては、1つに、学校等を退学したとき、2つ目として、貸付けを辞退したとき、3つ目として、傷病等により修学が困難となった場合、第4として、資金貸付けの目的達成の見込みがない場合を規定し、この場合、貸付けを取り消すこととしております。第2項は、休学もしくは停学となったときの修学資金貸付けの一時停止について定めております。第3項では、第2項に規定する停学の処分に至った行為が将来的に建設関係技術職の業務に従事するのにふさわしくないと認められた場合には取消しが可能という規定としております。

第7条の返還の債務の免除については、貸付資金の返還債務を免除する要件について定めております。第1項では、修学後佐呂間町内に住所を有し、佐呂間町内の建設事業所において資格取得試験に必要な実務経験期間として貸付期間の1.5倍に相当する期間就業した場合としております。第2項では、死亡もしくは心身の故障のため業務継続が困難となった場合としております。これらについて返還債務の全部を免除することとしております。

第8条の返還については、貸付金額の返還に係る要件を規定し、返還期間を定めております。返還しなければならない要件としては、第1号として、第6条第1項の貸付け決定を取り消されたとき、また同条の第3項、建設関係技術者としての業務に従事するに当たり、ふさわしくない行為と認められるときとしております。第2号は、第7条第1号に定める期間に達しなかったときとしております。貸付期間の1.5倍に達しなかったときは返還が必要となってくるということです。第3号については貸付けの条件に違反したときとしておりまして、これらに該当する場合は、当該事由の発生した月の翌月から起算して3カ月以内に貸し付けている金額全てを返還することとしております。

第9条につきましては返還の債務の履行の猶予について定めておりまして、貸付け済みの修学資金の返還について猶予できる事項を定めております。第1号は、第6条第1項の貸

付け決定を取り消されたとき、また同条第3項の建設関係技術者として業務に従事するのにふさわしくない行為があったことにより貸付け決定を取り消された後も引き続き学校等に在学しているとき、また第2号では、第7条第1号により卒業後町内事業所において資格取得試験に必要な実務経験期間として就業しているときは返還の履行の猶予を与えるということになっております。第2項は、修学資金を借り受けた者が心身の故障や災害などやむを得ない理由があるときは返還を猶予できる規定としております。

第10条につきましては、返還の債務の減免について定めております。借受者が死亡もしくは重度の心身障がい、災害などやむを得ない理由で修学資金の返還が困難であると認められたときは返還の債務を減免することができるとしております。

第11条は、修学資金の返還期限後に未納金があった場合の延滞利息について定めております。延滞利息は年利14.6%としております。また、特別な理由がある場合は延滞利息の全部もしくは一部を免除することができる規定も添えております。

第12条につきましては、修学資金借受者の成績表の提出を義務づけております。具体的には毎年度末までの提出を考えており、修学状況の把握と貸付け目的の達成の可能性について見極めるためのものとしております。

第13条につきましては、委任規定を定めております。

なお、本条例につきましては、令和2年4月1日からの施行を予定しております。

以上、佐呂間町建設技術者養成修学資金貸付条例案について説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 佐呂間町建設技術者養成修学資金貸付条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第11号

○議長（吉野正剛君） 日程第11、議案第11号 佐呂間町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（武田温友君） 議案第11号をご説明いたします。

議案第11号 佐呂間町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について。

（朗読部分記載省略）

次のページの別紙新旧対照表をご覧いただき、提案理由をご説明いたします。今回の改正につきましては老人福祉センターの浴場入浴料に関するものでありますが、老人福祉センターは町内に居住する老人の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を図ることを目的とした老人福祉法に定める老人福祉施設です。現在の老人福祉センターでは、昭和59年の新設当初から国の老人福祉センター設置運営規則に基づきまして浴場を設置し、主に施設利用者が利用する福利厚生浴場として公衆浴場の許可を得まして、入浴料につきましては老人福祉センター公衆浴場利用要綱により料金を設定して開設をまいりました。しかし、近年は町外者が定期的に利用する状況も見受けられ、昨年に実施されました紋別保健所による衛生管理点検におきまして、浴場の区分を福利厚生浴場から通常浴場に該当するその他の浴場に変更すべき旨の指導を受けまして、令和元年11月22日付で変更の許可を受けました。また、現在の入浴料につきましては、要綱に基づくものとしまして社会福祉協議会が徴収し、佐呂間町に現金を引き継いで、諸収入の老人福祉センター浴場使用料として収入しておりましたが、今回の公衆浴場許可区分の変更を機としまして、公衆的な施設利用の観点により使用料を条例で定め、使用料の徴収に関しては指定管理者、これは佐呂間町社会福祉協議会ではありますが、指定管理者の行う業務として明記をするものであります。

改正の内容としましては、第4条の指定管理者が行う業務の範囲に第3号として浴場入浴料の徴収に関することを追加し、第10条の使用料で浴場入浴料の納付を定め、別表にて料金区分として、高校生以上は1回200円、小学生と中学生は100円、回数券では高校生以上2,000円、小学生と中学生は1,000円、さらに幼児は無料とすることと回数券の単位を11枚とすることなどを追加するものであります。

なお、今回定める入浴料につきましては従来の要綱で定めていた料金と同額でありまして、利用者の負担等につきまして変更の点はありません。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 佐呂間町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第12号

○議長(吉野正剛君) 日程第12、議案第12号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(武田温友君) 議案第12号を説明いたします。

議案第12号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

(朗読部分記載省略)

次のページの別紙新旧対照表をご照覧いただき、提案理由をご説明いたします。災害弔慰金の支給等に関する条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対して災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神または心身に著しい障がいを受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯に対する災害援護資金の貸付けを行い、町民の福祉及び生活の安定に資することを目的としているものであります。今回の改正につきましては、平成29年地方分権改革に関する提案募集において、経済情勢の変化による市中金利を受け、市町村が災害援護資金の貸付利率を条例で引き下げることが可能とするための制度改正を行うべきとの提言がなされたことから、市町村の政策判断に基づき低い金利での貸付けを可能とし、被災者ニーズに応じた貸付けを実現できるよう、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正が平成30年6月27日に公布されたことと、災害援護資金につきましては、平成30年地方分権改革に関する提案募集におきまして月賦払いによる償還の提案があったことに加え、東日本大震災時の特例により保証人がいない場合でも貸付けが認められたことを踏まえ、所要の改正を行った災害弔慰金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布されたことによる改正になります。

改正の内容としましては、第14条の利率3%について、保証人及び利率を定める内容として、第1項では、保証人を立てることができることを加え、第2項では、保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は1%とする旨の改正であります。第3項は、保証人についての責務を定める内容の追加であります。

第15条は災害援護資金の償還方法等の内容でありまして、第1項では、償還方法に月賦償還の方法を加え、第3項では、償還に係る諸条件等について改正するものであります。法

律の一部改正では、被災者ニーズに応じた貸付け内容として、市町村の政策判断に基づき制定できる趣旨ではありますが、本町では、近隣市町村の動向を調査した上で、遠軽地区3町で統一した条件の改正内容とするものであります。災害援護資金は、災害を受けた世帯に対しまして、その生活を立て直すための資金であり、住宅が全壊等した場合の350万円を最高に災害程度等によって貸付限度額を定めておりますが、過去において佐呂間町では災害援護資金を貸し付けした事例はありません。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第13号

○議長（吉野正剛君） 日程第13、議案第13号 佐呂間町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（桑島孝之君） それでは、議案第13号を説明いたします。

議案第13号 佐呂間町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について。

（朗読部分記載省略）

提案理由を説明いたします。今回の条例改正についてですが、まずは町議会提出議案説明資料の条例・その他議案関係の資料3を御覧ください。提案理由ですが、民法の一部を改正する法律による民法の債権関係の見直しにより公営住宅管理標準条例案についての改正通知がなされたことから、本条例を改正するものであります。趣旨は、低額所得者、高齢者、障がい者等の住宅確保要配慮者が安心して暮らせる環境の充実に資するため、公営住宅に係る制度改正の内容を反映させるものです。

戻りまして、議案の別紙の新旧対照表をご照覧ください。この中で、主な改正のみご説明

させていただきます。まず、入居者の資格、第6条第1項1のイの裁量階層における収入基準21万4,000円を25万9,000円に引き上げ、家賃の決定の第14条第4項に認知症である者及び知的障がい者等への収入申告義務免除を新たに追加、(敷金)、第19条第3項に敷金が入居中であっても債務弁済に充てることができることを追加と大きく3項目の点が改正されることとなります。そのほかにも文言の一部追加、修正、削除等が改正されています。

施行期日についてですけれども、令和2年4月1日からの予定です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 佐呂間町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第14号

○議長（吉野正剛君） 日程第14、議案第14号 佐呂間町簡易水道設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課参事。

○建設課参事（鶴田俊洋君） 議案第14号を説明いたします。

議案第14号 佐呂間町簡易水道設置条例の一部を改正する条例制定について。

（朗読部分記載省略）

提案理由についてご説明いたします。議案説明資料、条例・その他議案関係、資料番号4を提出しておりますので、ご参照いただきたいと思います。現在佐呂間町は、佐呂間簡易水道、浜佐呂間簡易水道、栄・若佐・知来簡易水道の3つの簡易水道で事業運営しておりますが、令和元年度水道事業変更認可申請により、国から3簡易水道から1簡易水道事業へ事業統合することを求められていることから、佐呂間町簡易水道設置条例の一部を改正するものです。

改正内容は、次のページ、新旧対照表のとおり、佐呂間簡易水道、浜佐呂間簡易水道、栄・若佐・知来簡易水道の3つの簡易水道を1つの簡易水道とし、佐呂間簡易水道とするものがあります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 佐呂間町簡易水道設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第15号

○議長（吉野正剛君） 日程第15、議案第15号 佐呂間町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課参事。

○建設課参事（鶴田俊洋君） 議案第15号を説明いたします。

議案第15号 佐呂間町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について。

（朗読部分記載省略）

提案理由についてご説明いたします。議案説明資料、条例・その他議案関係、資料番号4を提出しておりますので、ご参照いただきたいと思います。資料4の中段になります。改正内容については、水道法施行令の改正により条ずれが生じ、改正が必要となっており、佐呂間町簡易水道事業給水条例については水道法施行令を引用しているため、別紙新旧対照表のとおり改めるものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 佐呂間町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

昼食のため13時、午後1時まで休憩にしたいと思います。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長(吉野正剛君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第16 議案第16号

○議長(吉野正剛君) 日程第16、議案第16号 佐呂間町農業振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

農務課長。

○農務課長(安藤誠司君) 議案第16号をご説明いたします。

議案第16号 佐呂間町農業振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について。

(朗読部分記載省略)

提案理由をご説明いたします。佐呂間町農業振興基金につきましては、平成17年2月、本町における農業振興の施策を総合的に推進することを目的とし、当時町有牧野事業の維持管理、造成、さらに整備事業への充当を目的として設置しておりました佐呂間町牧野事業基金、酪農経営の安定化を図るために行う酪農ヘルパー事業の運用原資として町、農協、生産者の負担により設置しておりました佐呂間町酪農ヘルパー事業基金、農作物など自由化を促進するための通商交渉、ガット・ウルグアイ・ラウンド対策の一環として土づくりに使用する制約で平成7年から5年間交付税措置された原資を元に創設した佐呂間町土づくり基金の3基金を統合し、積立額1億71万3,501円を原資とし新たに設置した基金で、以後毎年佐呂間町農業振興条例に基づく各農業振興施策の推進事業や町有牧野の維持管理に関する事業に充当し活用してきたところではありますが、最後に事業充当した平成28年度をもって基金残高もほぼ底をつき、令和元年度末の見込みでは288万4,169円のみ

を残す状況となっております。本基金は、統合前のおのこの基金が町有牧野事業の収益や国からの交付税措置などといった特定の財源を原資とし創設したものであり、今後このような特定財源を得てこの基金に積立てし、これまでのように農業振興施策事業へ充当するといった可能性も考えられないことから、本基金の役目は終了したのものとして、今般佐呂間町農業振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止についてご提案させていただくものです。

なお、基金の処分に当たっては、定期預金の満期日であります3月27日をもって全額を繰入れし、一般財源に振替えるものです。

説明は以上です。よろしくご審議賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 佐呂間町農業振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第17号

○議長（吉野正剛君） 日程第17、議案第17号 悠林館「かぶとむし」に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

経済課長。

○経済課長（菊地秀喜君） 議案第17号をご説明いたします。

議案第17号 悠林館「かぶとむし」に係る指定管理者の指定について。

（朗読部分記載省略）

提案理由についてご説明いたします。議案説明資料、条例・その他議案関係、資料番号5をご参照ください。悠林館「かぶとむし」におきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、平成17年度より指定管理者制度を採用し、株式会社愛生の杜を指定管理者として管理をお願いし、平成22年に指定更新を行い、経営を続けておりますが、本年令和2年3月末をもちまして10年間の指定が期限を迎えることから、佐呂間町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条により、令和元年12月18日から令

和2年1月31日までの間、佐呂間町ホームページを通じ指定管理者の募集を行いました。この間の指定申込みは株式会社愛生の杜1社のみであり、これを受けて2月9日佐呂間町公の施設に係る指定管理者選定委員会を開催し、同社を指定管理者候補として選定しております。

株式会社愛生の杜は、本社を佐呂間町字浪速118番地の1に置き、代表取締役、寺山加奈恵、資本金2,500万円、発行済み株式25株、常時雇用従業員数2名、パート2名、平成30年度の売上額は4,079万円、営業利益は67万3,000円となっております。指定申込みされた内容につきましては別紙資料のとおりであり、管理業務の事業計画書に管理運営に当たっての総合的な方針や利用促進のための考え方が記載されております。また、収支計画では令和2年度から令和11年度までの10年間の間の収支計画が提出されており、売上額は4,450万円から4,550万円を見込んでおります。営業利益につきましては78万5,000円から121万5,000円を見込んでおりますが、この中には町に支払う施設使用料は含まれておりません。

指定期間につきましては、令和2年4月1日から令和12年3月31日までの10年間で予定しております。これは、施設運営に必要な消耗品や食器などの備品の新規購入、既存施設の小破更新などは指定管理者の負担としており、これらの整備も含め、中長期的な視野の下に経営に当たってもらうため、指定期間を長くすることとしております。

また、施設使用料として本年度まで年間60万円の固定としておりましたが、令和2年度からの指定期間につきましては、物産館「みのり」と同条件とし、営業利益の20%とした上で、最低使用料を年額12万円に設定する予定であります。

以上、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 悠林館「かぶとむし」に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

○議長（吉野正剛君） 日程第18、議案第18号 物産館「みのり」に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

経済課長。

○経済課長（菊地秀喜君） それでは、議案第18号をご説明いたします。

議案第18号 物産館「みのり」に係る指定管理者の指定について。

（朗読部分記載省略）

それでは、内容を説明いたします。議案説明資料、条例・その他議案関係の資料、資料番号6番を御覧ください。物産館「みのり」につきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、平成17年度より指定管理者制度を採用し、株式会社ドリームフロンティアを指定管理者として管理をお願いしておりますが、この間平成22年に指定管理更新を経て、今般令和2年3月31日をもって指定期間満了となることから、佐呂間町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条に定める出資団体等に該当することから、公募を行わず、同条第2項の規定により、現在指定管理者として管理運営に当たっている株式会社ドリームフロンティアからの指定申込みがありましたので、2月9日佐呂間町公の施設に係る指定管理者選定委員会を開催し、同社を指定管理者候補として選定しております。

株式会社ドリームフロンティアは、本社を佐呂間町字浪速121番地3に置き、代表取締役、高橋俊道、資本金2,000万円、発行済み株式400株、平成30年度売上額は1億2,400万円、営業利益は4,620万円となっております。指定申込みの内容につきましては別紙資料のとおりであり、管理業務の事業計画書に管理運営に当たっての総合的な方針や集客方針などが記載されております。また、収支計画では、令和2年から令和11年までの期間10年間において、売上額1億2,130万円から1億2,030万円まで、営業利益としては581万円から665万円の計画となっております。なお、この収支計画には、町に支払われる施設使用料は含まれておりません。

指定期間につきましては、悠林館「かぶとむし」と同じく中長期的な視野で経営に当たってもらうため、令和2年4月1日から令和12年3月31日までの10年間を予定しております。

以上、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 物産館「みのり」に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第19号

○議長(吉野正剛君) 日程第19、議案第19号 権利の放棄について(公営住宅使用料債権)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長(桑島孝之君) 議案第19号をご説明いたします。

議案第19号 権利の放棄について(公営住宅使用料債権)。

(朗読部分記載省略)

提案理由を説明いたします。次ページの別紙をご参照ください。全部で8件の債権放棄があり、番号1、2の2件は本人死亡によるものと、番号3から8の6件は所在不明による債権放棄となります。なお、備考欄の何々市民と記載されているのは確認できた最終住所地の記載で、所在不明者については町から転出後、各市町村に確認または親族等にも確認し、債権者の所在が確認できないことから、最終住所地での記載となっています。

地方自治法の説明ですけれども、地方自治法第96条第1項では議会での議決を要する項目を示しており、第10号では、法律もしくはこれに基づく政令または条例に特別の定めがある場合を除くほか権利を放棄することと定められ、本町には債務の放棄に関する条例などが定められていないことから、議会の議決を経て債務の権利放棄を行うものです。

また、民法の説明ですけれども、民法第169条は定期給付債権の短期消滅時効の条文となっており、本条で言う債権とは、月額払いの家賃、マンションの管理費などの債権のことを定期給付債権とされており、公営住宅の家賃がこれに該当し、時効期間5年が満了したため、議会の議決を経て債務の権利放棄を行うものです。

説明については以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(吉野正剛君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番。

○8番(但木早苗君) 残念な権利の放棄ということになるかと思うのですけれども、亡くなった方、平成元年3月から平成元年7月の4カ月間というのは佐呂間に在住し、この間は支払っていたということになるのでしょうか。それと、家賃の未納と、それから水道料の未納というのが同じくあるのですけれども、亡くなった方を見ると水道料も随分あります。こ

の方の生活状況はどうだったのか、悪質だったのか、生活困窮者だったのか、その辺のところというのは把握しているのでしょうか。

○議長（吉野正剛君） 建設課長。

○建設課長（桑島孝之君） 1番、2番の債務者につきましては、うちの記録で残っているものでいうと昭和62年の12月から平成2年の3月まで入居されていたという記録が残っております。実際生活困窮者かどうか、そこまでは古いので資料がなくて確認ができませんけれども、基本的には低所得者住宅ということなので、余り所得がない方を優先的に入れている住宅なので、そこら辺は若干生活は苦しかったのではないかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（吉野正剛君） 8番。

○8番（但木早苗君） 生活状況がどうだったかということが把握できないのだとしましたら、今後こんなに長い間家賃の滞納やら水道料の滞納があるのだとしたら、何かそこには原因があると思って生活状況などもこれから考えていき、もし生活困窮者であれば別な手だてを考えていく。できるだけ滞納をなくすとかそういうこともしていかなければならないのかなというふうに思うのです。この3カ月間の間というのは既に佐呂間にはいなかったということになるのですね。62年の12月から63年の3月でしたか。入居していたのは違いましたか。

○議長（吉野正剛君） 建設課長。

○建設課長（桑島孝之君） すみません。もう少しというか、はっきり言います。昭和62年12月から平成2年の3月まで入居した記録が残っております。その間の債権発生が、別表にも載っているのですけれども、昭和63年の5月から元年の3月、また平成元年の7月から平成2年の3月という間の期間の滞納があります。

○議長（吉野正剛君） 8番。

○8番（但木早苗君） 困窮のほうは。

○議長（吉野正剛君） 建設課長。

○建設課長（桑島孝之君） 今後の方向としては、うちの公住の担当者がいるので、なるだけ滞納が起きないように努力して、生活状況というか、収入状況も確認しながら随時対応していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（吉野正剛君） 企画財政課長。

○企画財政課長（玉井伸一君） 滞納分の債権回収のほうは徴収対策室の業務になります。税等々併せて公営住宅料も滞納者の相談に乗りながらやっている部分がありますけれども、生活困窮者についてはそれぞれ分納相談ですとかそういった形で相談を受けておりますし、それなりの納められる状態でご相談を受けているという中でやっております、今回の債権の放棄につきましてはあくまでも滞納の処理でありまして、現在の生活困窮者について

のことではありませんので、いたずらに滞納額だけ増やすことを避けるための処分ということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（吉野正剛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 権利の放棄について（公営住宅使用料債権）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第20号

○議長（吉野正剛君） 日程第20、議案第20号 権利の放棄について（簡易水道使用料債権）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課参事。

○建設課参事（鶴田俊洋君） 議案第20号についてご説明いたします。

議案第20号 権利の放棄について（簡易水道使用料債権）。

（朗読部分記載省略）

提案理由についてご説明いたします。佐呂間町簡易水道事業給水条例に基づく水道料金の権利放棄についてであります。別紙に示されております12名のうち、債務者11名につきまして債務者が死亡及び所在不明であり、その債務に関する相続人がなく、水道料金については民法の規定が適用になるため、民法第173条第1項による時効期間2年が満了、また債務者1名につきましては、破産となり、破産法第253条第1項の規定により対象の債権についてその責務を免れたため、滞納水道料金について権利の放棄を行うこととし、議会の議決を求めるものであります。民法第173条は、生産者、卸売商人または小売商人が売却した産物または商品の代価に係る債権とされており、水道料金がこれに該当し、時効期間2年が満了したため、議会の議決を経て債務の権利放棄を行うものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 権利の放棄について（簡易水道使用料債権）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第21号

○議長（吉野正剛君） 日程第21、議案第21号 佐呂間町道路線の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（桑島孝之君） 議案第21号をご説明いたします。

議案第21号 佐呂間町道路線の変更について。

（朗読部分記載省略）

提案理由を説明いたします。今回の町道路線の変更について、町議会提出議案説明資料の条例・その他議案関係の資料7の新旧の図面をそれぞれ御覧ください。佐呂間保育所周辺から堀口商店周辺までの佐呂間29号道路と道道富武士佐呂間線の消防署横から旧鉄道跡地までの幸町道路の2路線であります。この2路線は、小学校へ続く通学路として重要な位置づけから、町道ではありませんでしたが、管理していたものであります。しかしながら、過去の簡易舗装等の整備により小学校の通学路へつなげていたこともあり、現状で舗装の老朽化や凍上による舗装段差など舗装路面に支障が生じてきていることから、今後の整備計画に向け、2路線の延長変更を行い、町道として管理するものであります。今回の変更については、道路法に基づき議会の承認議決を受けるものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 佐呂間町道路線の変更については、原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長(吉野正剛君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

散会 午後 1時32分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議長

署名議員

署名議員